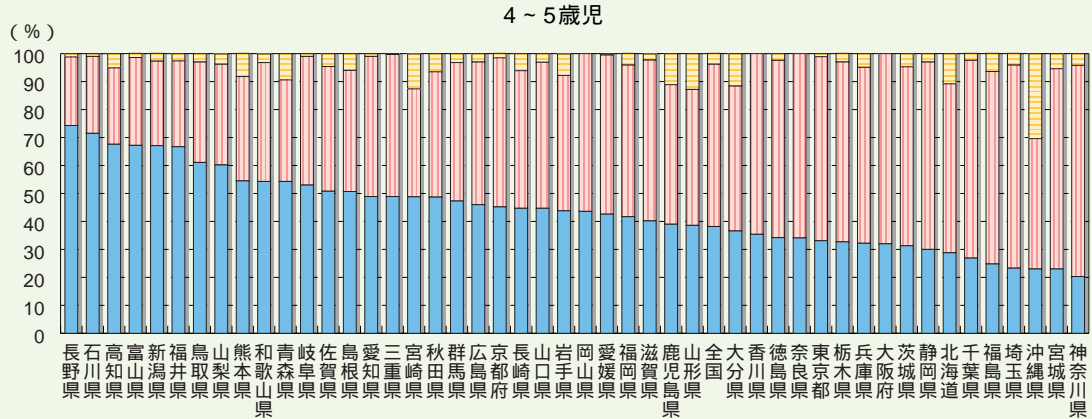
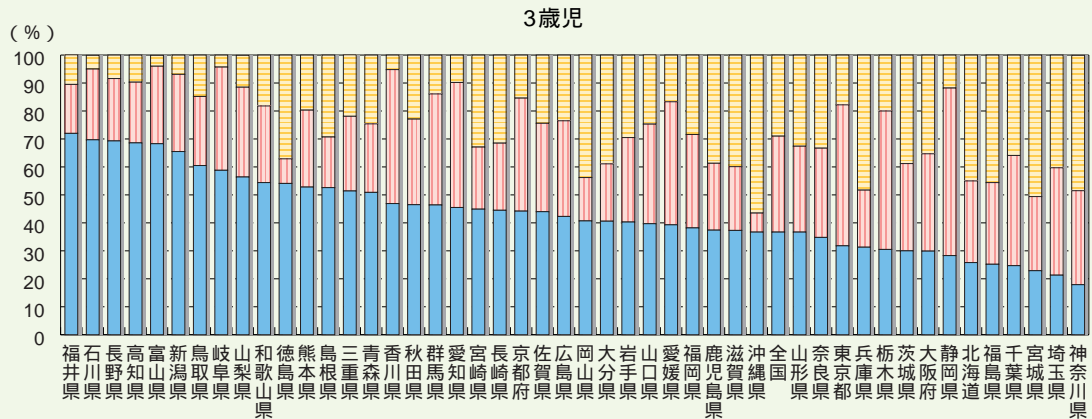


図表2-3-20 都道府県別保育所及び幼稚園の利用状況（3歳児、4～5歳児、2003年）



（都市部に多い待機児童と地域によって異なる多様な保育ニーズに対する対応）

2004（平成16）年4月1日現在における待機児童数を都道府県別に見てみると、東京都が5,223人で最も多く、続いて、大阪府3,430人、神奈川県3,078人となっており、この3都府県で全国の待機児童数の約50%を占めている。一方、待機児童がない県も7つある。なお、市町村別の待機児童数は図表2-3-21のとおりである。

また、就業形態が多様化する中で、延長保育や休日保育などの特別保育に対する二

図表2-3-21 ▶

ーズも高まっており、保育所への預け方も多様化している。こうした特別保育の実施状況を都道府県別に見ると、図表2-3-22のようになっている。

◀ 図表2-3-22

図表2-3-21 待機児童数の多い市町村（2004.4.1現在、300人以上）

都道府県	市町村	待機児童数（人）
神奈川県	横浜市	1190
大阪府	大阪市	919
大阪府	堺市	868
神奈川県	川崎市	755
兵庫県	神戸市	623
大阪府	東大阪市	489
宮城県	仙台市	462
愛知県	名古屋市	461
福岡県	福岡市	447
神奈川県	相模原市	410
東京都	町田市	383
埼玉県	さいたま市	322
静岡県	浜松市	301
沖縄県	那覇市	301

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「保育所入所待機児童数調査」

図表2-3-22 特別保育の実施状況（2004年度）

延長保育 （実施保育所割合）		休日保育 （実施保育所割合）		夜間保育 （市町村数に対する 実施割合）		乳幼児健康支援一時 預かり（病後児保育） （市町村数に対する 実施割合）	
熊本県	81.1%	青森県	11.2%	神奈川県	16.2%	鳥取県	57.9%
大阪府	81.0%	茨城県	9.6%	大阪府	11.4%	東京都	54.1%
埼玉県	80.3%	長崎県	7.2%	石川県	8.7%	大阪府	34.1%
神奈川県	77.2%	岡山県	6.9%	福井県	6.9%	福岡県	31.5%
長崎県	75.5%	宮崎県	6.9%	滋賀県	6.1%	山口県	30.2%
全国	56.8%	全国	3.0%	全国	1.7%	全国	14.4%
北海道	36.4%	愛知県	0.8%			長野県	4.8%
愛媛県	32.7%	岐阜県	0.7%			山形県	4.5%
愛知県	31.3%	山梨県	0.4%			北海道	3.3%
三重県	25.3%	京都府	0.4%			山梨県	2.4%
高知県	24.3%	高知県	0.0%	22県で未実施（0%）		和歌山県	0.0%

（注）厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

2.28人と、むしろ専業主婦型の平均出生子ども数が少なくなっている^(注)ことを見ても、働いている、いないにかかわらず子育て支援が必要となっていることがうかがえる。

核家族化が進み、従来は祖父母を頼ることができていたことができなくなるなど、都市部を中心に家庭で子育てをする母親の孤立化が問題視される中、近年、地域子育て支援センターやつどいの広場などの子育て支援の拠点の拡充が各地域で行われている。

また、保護者の育児疲れや急病や冠婚葬祭などの一時的な預かりから、パート就労など予め日時を特定する預かりまで、必要な時に子どもを保育所に預けられるサービスとしての一時・特定保育の普及が進んでいる。さらに、地域住民による主体的な子育て支援では、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、送迎や放課後の預かり等の相互援助活動を行うファミリーサポートセンターも普及が進んでいる。

こうしたサービスの実施状況を都道府県別に見たものが、図表2-3-24である。

◀ 図表2-3-24

図表2-3-24 子育て支援サービスの実施状況（2004年度）

子育て支援の拠点 (中学校区数に対する実施割合)		一時・特定保育 (中学校区数に対する実施割合)		ファミリーサポートセンター (市町村数に対する実施割合)	
鳥取県	70.0%	石川県	204.8%	東京都	68.9%
石川県	62.5%	島根県	151.4%	大阪府	65.9%
静岡県	57.5%	新潟県	134.3%	鳥取県	47.4%
新潟県	49.6%	福井県	116.9%	神奈川県	43.2%
熊本県	49.5%	静岡県	107.0%	埼玉県	35.2%
全 国	28.8%	全 国	58.0%	全 国	13.5%
福島県	18.8%	北海道	26.2%	高知県	2.0%
神奈川県	18.3%	和歌山県	23.0%	長崎県	1.8%
鹿児島県	16.7%	三重県	22.7%	鹿児島県	1.0%
兵庫県	11.7%	宮城県	21.2%	福井県	0.0%
東京都	4.6%	高知県	14.4%	香川県	0.0%

(注) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(増加を続ける虐待相談)

家庭で子育てをする者が孤立化し、周囲から適切な支援を受けられない状況が続く

(注) 国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」(2002(平成14)年)

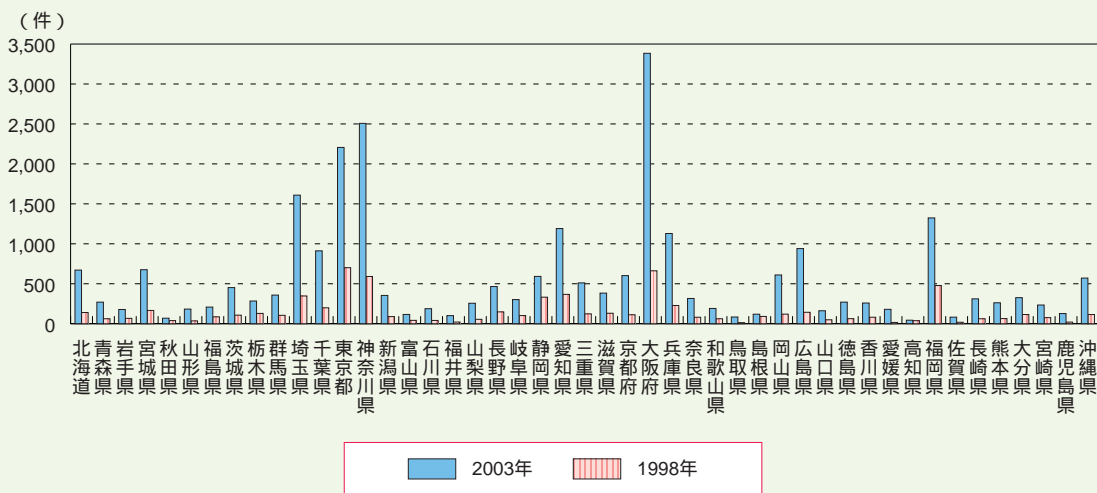
図表2-3-25▶

と、場合によっては育児ノイローゼや児童虐待等を引き起こすこともあり得る。このため、児童虐待の相談件数が増加していることにも留意が必要である^(注1)。

児童相談所における児童虐待相談の処理件数を見ると、1990（平成2）年には1,101件だったところが、1998（平成10）年には6,932件、2003（平成15）年には26,569件と増加を続けている。

これを都道府県別に見ると、従来から都市部で相談件数が多い傾向が見られていたが、近年、相談件数が最も増加したのは大阪府^(注2)で1998年の662件から2003年の3,384件に、次に多いのは神奈川県で591件から2,507件となっており、その傾向はより顕著になっている。

図表2-3-25 都道府県別の児童虐待相談処理件数



資料：厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」

(5) 少子化についての地域差に対する考え方

ここまで、少子化を取り巻く様々な指標を地域ごとに見てきたが、合計特殊出生率の低下は、結婚行動や出生行動の変化によるものではあるが、これらの変化は、そもそもその地域における特性である社会経済的な要因や結婚や出産に対する意識に関する要因に加え、子どもを産み育てやすい環境の整備状況による要因など様々な要因によるものといえる。

(注1) 児童虐待の相談件数とは、児童相談所で受け付けた相談のうち、虐待の事実を確認し、子どものケアや親の指導措置など具体的な対応方針を決めた件数。

(注2) 大阪府は大阪市を、神奈川県は横浜市及び川崎市を含む相談件数となっている。

少子化対策としては、後者の要因によって生じている格差については、政策的な努力により、それを縮めていくことが可能なものとしてとらえ、様々な角度から、その地域で求められている子育て支援に対するニーズを把握し、それに応えていく必要がある。

現在の子育て支援サービスの状況については、量的な意味でも質的な意味でも地域によって格差が存在する。

具体的には、量的には、保育所の待機児童数の解消、地域子育て支援センターなどの子育て支援サービスの充実、また、質的には、働き方の見直し、働き方の多様化に対応した保育サービスの提供、家庭で子育てをする親の孤立防止対策などについて地域の状況に応じて対応することが求められている。

特に、前述のとおり、保育所については、待機児童数は東京都、神奈川県、大阪府の3都府県で全国の約50%を占めており都市部においてその解消が求められている。また、保育所以外の子育て支援サービスについては、地域子育て支援センターや放課後児童クラブなどの実施状況をみると、サービスそのものがまだ不足している地域も多く、また、各地域ごとのサービス量に大きな差がある。

こうした状況を鑑み、全国どの地域の住民であっても、子どもを生子、育てやすい環境を享受できるように地域の状況に応じた子育て支援策を充実させることが求められているが、その内容については、例えば、共働きの多い地域と専業主婦の多い地域とでは必要な子育て支援サービスの内容が異なるように、地域ごとに求められるサービスは異なっており、適切にニーズを把握し、それに応じて提供することも重要である。

2 少子化対策についてのこれまでの国と地域の取組みと今後

(1) 少子化対策に関する国と地域の役割分担及びそれぞれの取組み

少子化対策についての国と地域の役割分担は、国において制度の枠組みづくりを行い、子育て家庭支援対策等については、国が示した指針に基づき、住民に最も身近な市町村が、住民のニーズに応じてきめ細かく実施している。

(国が少子化対策に取組み始めたのは平成になってから)

少子化対策についての国が本格的に取り組み始めたのは、1990(平成2)年以降といえる。1990年の1.57ショック^(注)を受けて、仕事と子育ての両立支援などの子ども

(注) 1.57は、1989(平成元)年の合計特殊出生率であり、過去最低の1966(昭和41)年のひのえうまの年の合計特殊出生率1.58を初めて下回った。

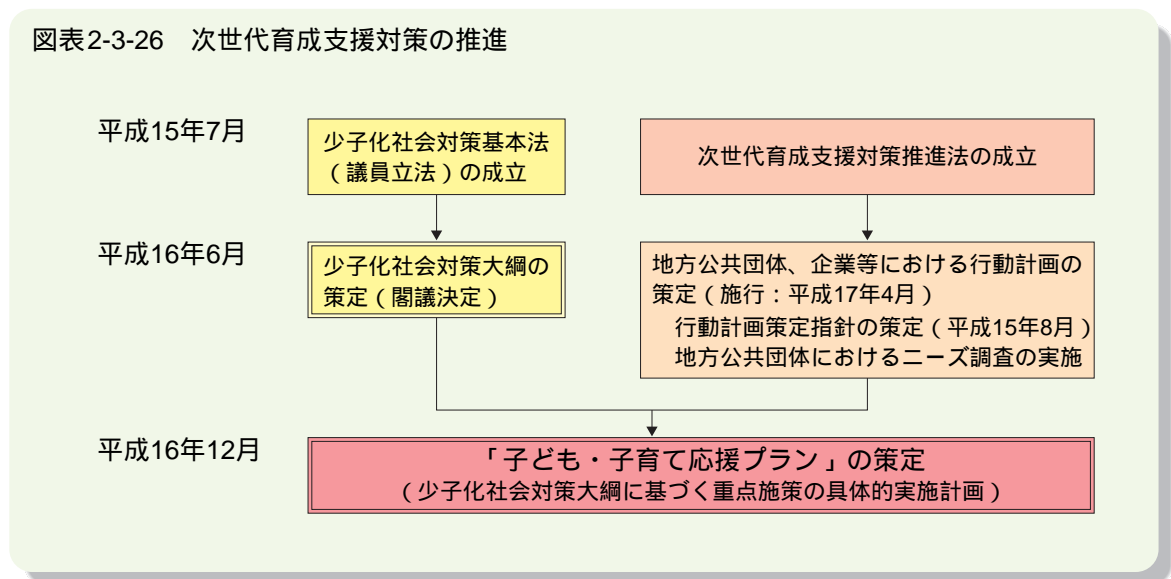
を生き育てやすい環境の整備として、対策の検討がなされ、1994（平成6）年にエンゼルプランが策定された。

その後は、1999（平成11）年に少子化対策推進基本方針が策定され、それを受けて、新エンゼルプランが策定された。2001（平成13）年には、「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定され、その中で「待機児童ゼロ作戦」などが実施されてきた。

2002（平成14）年1月には国立社会保障・人口問題研究所が新しい人口推計を公表し、より一層の少子化の進行が見込まれたことを受け、同年9月には「少子化の流れを変える」ためのもう一段の対策として「少子化対策プラスワン」が総理に報告され、翌年7月には「次世代育成支援対策推進法」と「少子化社会対策基本法」が成立し、法律に基づいて、国が少子化対策に取り組んでいく方向性が示された。

さらに、2004（平成16）年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、これを受け、同年12月に「子ども・子育て応援プラン」が示されたところである。

図表2-3-26 ▶



このように、政府は、出生率の低下という状況に対応し、継続的に少子化対策に対する基本的な指針を示してきたところである。

（次世代育成支援対策推進法の施行）

2003（平成15）年に成立した次世代法は、「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが

実感されるように配慮して行われなければならない。」ということの基本理念に、次世代育成支援対策のための行動計画について定めている。

国については、主務大臣は、先の基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業者が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること、地方公共団体については、市町村及び都道府県は、国の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標及び目標達成のために講ずる措置の内容を記載した行動計画を策定すること、事業者については、国の行動計画策定指針に則して、次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標、同対策の内容等を定めた一般事業者行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局長に届け出ること（301人以上の労働者を雇用する事業者は義務付け、300人以下は努力義務）、また、事業者からの申請に基づき、行動計画に定めた目標を達成したこと等の基準に適合する事業者である旨の認定を行うことができること、などの規定が置かれており、2005（平成17）年4月から全面的に施行された。

なお、この法律に基づき国が示すべき指針は、2003（平成15）年8月22日に関係7府省の連名で告示され、同指針においては前述のこの法律の基本理念のもと、次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項が示されている。

◀ 図表2-3-27

（少子化社会対策基本法と少子化社会対策大綱）

1999（平成11）年に議員立法として提出された「少子化社会対策基本法案」は、いったん廃案になった後、2001（平成13）年に再度、国会に提出され、2003（平成15）年に成立した。この法律は、我が国における急速な少子化の進行が、21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響をもたらすものであり、少子化の進展に歯止めをかけることが求められているとの認識に立ち少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、少子化に的確に対するための施策を総合的に推進することを目的としたものである。

また、同法は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱の策定を国に義務づけており、それを受けて、2004（平成16）年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定された。

この大綱では、少子化の急速な進行は、社会・経済の持続可能性を揺るがす危機的なものと真摯に受け止め、子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととしている。

大綱の具体的な内容は、図表2-3-28のとおりである。

◀ 図表2-3-28

図表2-3-27 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定指針

策定に関する基本的な事項

1 計画策定に当たっての基本的な視点

- (1)子どもの視点、(2)次代の親づくりという視点、(3)サービス利用者の視点、(4)社会全体による支援の視点、
(5)すべての子どもと家庭への支援の視点、(6)地域における社会資源の効果的な活用の視点、
(7)サービスの質の視点、(8)地域特性の視点

2 必要とされる手続

サービスの量的・質的なニーズを把握するため、市町村はサービス対象者に対するニーズ調査を実施。
説明会の開催等により住民の意見を反映させるとともに、策定した計画を公表。

3 策定の時期等

5年を1期とした計画を、平成16年度中に策定し、5年後に見直し。

4 実施状況の点検及び推進体制

各年度において実施状況を把握、点検しつつ、実施状況を公表。

内容に関する事項

1 地域における子育ての支援

児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実

・居宅における支援、・短期預かり支援、・相談・交流支援、・子育て支援コーディネート

保育計画等に基づく保育所受入児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実

地域における子育て支援のネットワークづくり

児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取組の推進

地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進等

2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、
子どもや母親の健康の確保

発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事作り等の体験活動を進めるなど、食育の推進

性に関する健全な意識の涵養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実

小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進

家庭を築き、子どもを生き育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進

不安定就労若年者(フリーター)等に対する意識啓発や職業訓練などの実施

確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の
育成に向けた学校の教育環境等の整備

発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供、子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成・配置など、
家庭教育への支援の充実

自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、子育てを支援する広くゆとりある住宅の確保

公共賃貸住宅等と子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保

子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備

公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進

子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

5 職業生活と家庭生活との両立の推進

多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進

仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発等の推進

6 子ども等の安全の確保

子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

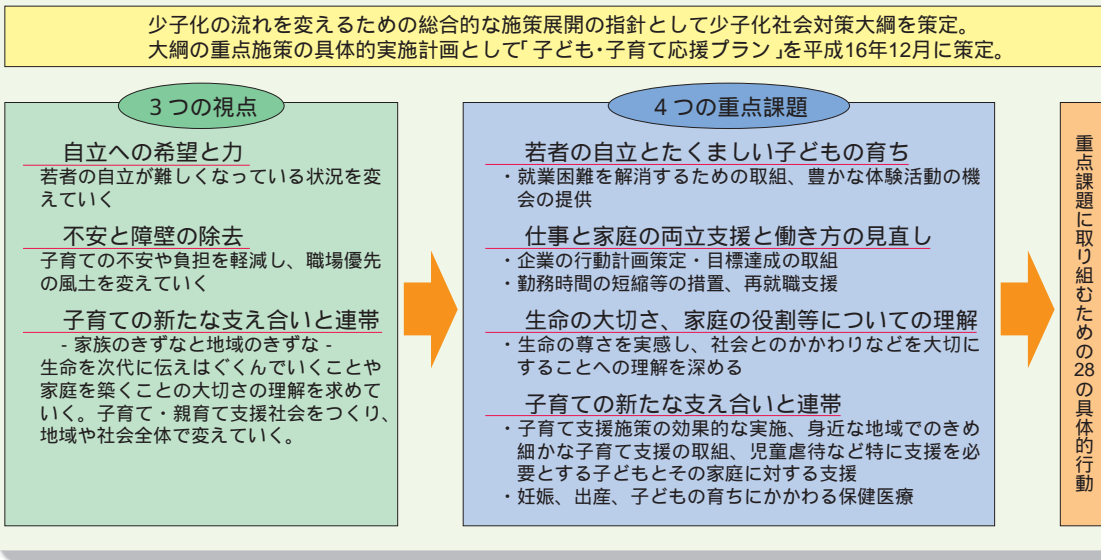
7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待防止対策の充実

母子家庭等の自立支援の推進

障害児施策の充実

図表2-3-28 少子化社会対策大綱（2004年6月閣議決定）



（子ども・子育て応援プランの策定）

少子化社会対策大綱を受けて、2004（平成16）年12月に、大綱の掲げる4つの重点課題に沿って、2009（平成21）年度までの5年間に講ずる具体的な施策内容と目標を提示したものが「子ども・子育て応援プラン」である。

◀ 図表2-3-29

図表2-3-29 「子ども・子育て応援プラン」の概要

【4つの重点課題】	【平成21年度までの5年間に講ずる施策と目標（例）】	【目指すべき社会の姿〔概ね10年後を展望〕（例）】
若者の自立とたくましい子どもの育ち	若年者試用（トライアル）雇用の積極的活用（常用雇用移行率80%を平成18年度までに達成） 日本学生支援機構奨学金事業の充実（基準を満たす希望者の貸与に向け努力） 学校における体験活動の充実（全国の小・中・高等学校において一定期間のまとまった体験活動の実施）	若者が意欲を持って就業し経済的にも自立〔フリーター約200万人、若年失業者・無業者約100万人それぞれについて低下を示すような状況を目指す〕 教育を受ける意欲と能力のある者が経済的理由で修学を断念することのないようにする 各種体験活動機会が充実し、多くの子どもが様々な体験を持つことができる
仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	企業の行動計画の策定・実施の支援と好事例の普及（次世代法認定企業数を計画策定企業の20%以上、ファミリーフレンドリー表彰企業数を累計700企業） 個々人の生活等に配慮した労働時間の設定改善に向けた労使の自主的取組の推進、長時間にわたる時間外労働の是正（長時間にわたる時間外労働を行っている者を1割以上減少）	希望する者すべてが安心して育児休業等を取得〔育児休業取得率 男性10%、女性80%、小学校修学始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率25%〕 男性も家庭でしっかりと子どもに向き合う時間が持てる〔育児期の男性の育児等の時間が他の先進国並に〕 働き方を見直し、多様な人材の効果的な育成活用により、労働生産性が上昇し、育児期にある男女の長時間労働が是正
生命の大切さ、家庭の役割等についての理解	保育所、児童館、保健センター等において中・高校生が乳幼児とふれあう機会を提供（すべての施設で受入を推進） 全国の中・高等学校において、子育て理解教育を推進	多くの若者が子育てに肯定的な「子どもはかわいい」、「子育てで自分も成長」イメージを持てる
子育ての新たな支え合いと連帯	地域の子育て支援の拠点づくり（つどいの広場事業、地域子育てセンター合わせて全国6,000か所での実施） 待機児童ゼロ作戦のさらなる展開（待機児童の多い市町村を中心に保育所受入児童数を215万人に拡大） 児童虐待防止ネットワークの設置（全市町村） 小児救急医療体制の推進（小児救急医療圏404地区をすべてカバー） 子育てバリアフリーの推進（建築物、公共交通機関及び公共施設等の段差解消、バリアフリーマップの作成）	全国どこでも歩いていける場所で気兼ねなく親子で集まって相談や交流ができる（子育て拠点施設がすべての中学校区に1か所以上ある） 全国どこでも保育サービスが利用できる〔待機児童が50人以上いる市町村をなくす〕 児童虐待で子どもが命を落とすことがない社会をつくる「児童虐待死の撲滅を目指す」 全国どこでも子どもが病気の際に適切に対応できるようになる 妊産婦や乳幼児連れの人々が安心して外出できる〔不安なく外出できると感じる人の割合の増加〕

このプランでは、「子どもが健康に育つ社会」「子どもを生み、育てることに喜びを感じることのできる社会」への転換がどのように進んでいるのかがわかるよう、おおむね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」を掲げ、それに向けて、内容や効果を評価しながら、この5年間に施策を重点的に実施することとしている。

（地域によって多様な子育て支援）

一方、地域の取組みに目を向けると、従来の子育て支援についての地域の取組みはまちまちであり、保育所を中心に地域で子育てをしてきた地域もあれば、「育児は家庭で行うもの」という認識のもと特段の対応がなされてこなかった地域もある。

しかし、核家族化や女性の社会進出により、現在では、多くの地域で子育て支援が重要な施策であるという認識が高まっており、それぞれの地域が取組みを進めている。また、雇用環境の多様化などにより、子育て支援に対するニーズについては多様化が進んでおり、こうした住民ニーズにきめ細かく対応するため、ほとんどの地方自治体で、市町村レベルでの取組みが行われているほか、NPO等住民の自主的な子育て支援活動も広がりつつある。

ただし、各市町村レベルでは、地域によっては、具体的にどのような取組みをすることが適切かのノウハウの蓄積が少ないため、都道府県がその県の特性に応じて必要なサービスとしてこういったものがあるかなどの情報提供を行っている。

以下では、具体的な地域の取組みを幾つか紹介する。

（2）地域の特性に応じた子育て支援の取組み

1）保育所を中心として先進的に子育てニーズに対応してきた例

（その1 石川県小松市の子育てをしやすい環境と「よしたけ保育園」の取組み）

石川県小松市は、北陸を代表する人口約11万人の都市である。市内には、大手の機械メーカーを始め比較的多くの産業があり、女性の雇用の場も確保されている。

合計特殊出生率は2000年（平成12）時点で1.55で県平均（1.45）を上回っており、また、全国的にみて同程度の人口規模以上の都市の中では高い地域であるといえる。

その要因として考えられる幾つかの要素をあげると、女性の就業率が高く、いわゆるM字カーブはほとんどない（20歳代後半で74%、30歳代前半で69%、30歳代後半で77%）、3世代同居率が18.9%と高い（全国平均8.5%、石川県平均13.8%）こと、母親に代わる子育ての担い手は、祖父母もあるが、保育所が中心であるといったことがある。

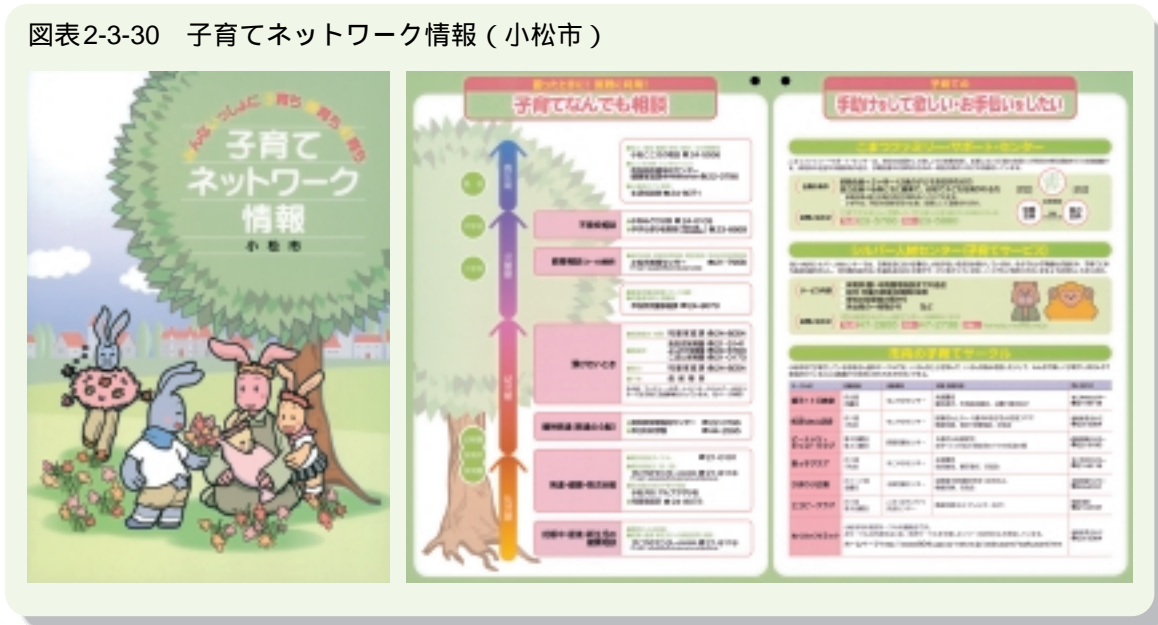
女性の就業率が高いため、母親に代わる子育ての担い手が求められるが、小松市では、祖父母にもある程度依存しつつも保育所が中心になっている。2004（平成16）年

における就学前児童数に対する保育所入所者数の割合は57%に達しており、その割合は近年増加傾向にある。これは全国平均が27%であるのに比べて大幅に高くなっている。

また、市の取組みとしても、様々な子育て支援サービスを提供しており、保育所における特別保育やつどいの広場、ファミリーサポートセンター、放課後児童クラブといった様々なメニューを提供している。

◀ 図表2-3-30

図表2-3-30 子育てネットワーク情報（小松市）



このように、産業立地や世帯構成など仕事と子育ての両立が比較的容易な環境が整っているといった小松市特有の地域の事情があるものの、その結果、保育所に子育てに対するニーズが集中することにより、保育所に子どもを預ける者もそれ以外の者も地域で子育てをする人すべてが保育所を中心にした子育てが行われている。

なかでも、市内最大規模の定員である私立の「よしただけ保育園」は、休日保育や病後児保育といった特別保育や地域子育て支援センターを先進的に行い園児を受け入れる体制があることに加え、1) 園児の連絡帳を通じてでた親からの意見を取りまとめ、他の親にも情報提供することにより、保育所に関する親同士の意見交換の場を提供し、保育所を通じた「親育ち」の取組みを行ったり、2) 携帯電話によるコンテンツ展開を行い、現在の母親世代がよく利用する携帯電話で、いつでも誰でも育児相談を受け付けるといったサービスを提供している。

この例においては、保育所が、預かっている園児だけでなく、その親や地域で子育てをするすべての人にも目を向け、地域全体における必要な子育て支援が機能してい

図表2-3-31 ▶

ると考えられる。また、こうしたサービスを提供するためには、様々なメニューのサービスを提供しようとする地方自治体と地域のニーズを的確に把握しようとする保育所などの実施主体がうまく協働していく必要があるのではないかと考えられる。

図表2-3-31 よしたけ保育所の保育風景



（その2 町全体で子育てに取り組んできた兵庫県五色町）

図表2-3-32 ▶

兵庫県五色町は、淡路島にある人口約11,500人の町である。この町は、2004（平成16）年2月に（財）子ども未来財団が行った「出生率の地域格差に関する研究」においても取りあげられた、近年、出生率が上昇傾向にある数少ない市町村の1つである。

周辺自治体は、他地域と同様に少子化傾向にあるものの、この町に限って出生率が上昇傾向にある理由をさぐった。

まず、町の基盤として、比較的安い地価と交通網が整っている上に、企業誘致にも成功しているため、いったん都市部にでた若者も町内に戻ってきて、世帯を形成することが多い。町の取組みとしても、1970年代から福祉施策の拡充や居住地の確保に取り組んできており、その効果が現在表れているともいわれる。

就学前の子ども家庭以外での子育ての場としては、5つの公立保育所だけであるが、それで十分に足りており、町全体が保育所を中心に子育て支援に古くから取り組んでいる。子どもの居場所作り事業として、保育所内の相談室に子育て中の親子が集まることができる場所を用意したり、放課後児童クラブを保育所に併設したりしてい

図表2-3-32 兵庫県五色町の風景



る。

町の子どものほとんどが就学前を保育所で過ごし、小学校入学後も保育所に併設する放課後児童クラブなどで過ごしたり、また、家庭で子育てをしている母親も保育所に併設する「かざぐるま」(五色町が子育て支援事業として行っているつどいの広場)にきて、他の母親とコミュニケーションをとるといシステムができあがっている。

町の規模が小さいこともあるが、このように保育所が子育てに関するワンストップサービスセンターとして機能することにより、地域の中で孤立する母親をなくすことも可能になっていると考える。

◀図表2-3-33

町内の就学前の子どもを育てている者に子育てに関する悩みの相談相手についてアンケートを行ったところ、親族、知人、友人以外では、保育所の保護者仲間や保育士を挙げる割合が高く、また、子育てに関する情報の入手先についても親族、知人、友人以外では保育所が挙げられている。

図表2-3-33 五色町子育て支援サービス



2) 待機児童ゼロ作戦に対する各地方自治体の取組みと実情

さきに紹介した2つの地方自治体については、現在のように子育て支援策の必要性が叫ばれる前から保育所が比較的整備され、それが地域に根付いた結果、地域と保育所がうまく機能している例といえる。

一方、全国的に見ると、就学前の子育ての場として、必ずしも保育所が求められていない地域もあり、保育所の数や定員に地域による違いがあることはさきの分析でも確認した。しかし、近年は保育所に預けたいというニーズが増加し、都市部を中心に待機児童が発生している。待機児童の存在は、働きながら子育てをしたいという母親のニーズに応えられていないという事実そのものであり、政府は、2001（平成13）年7月に閣議決定した「仕事と子育ての両立支援策の方針について」の中で、「待機児童ゼロ作戦」を掲げ、待機児童の解消に取り組んできた。

実際に、2004（平成16）年の保育所定員数は、少子化により子どもの数は減少する中で、2001（平成13）年に比べて91,164人（4.7%）増加しており、なかでも、大阪府（8,224人）や神奈川県（7,109人）、福岡県（5,656人）など都市部の定員が増えてきた。

しかしながら、都市部では、大規模マンションが建設され一斉に子育て世帯が増加する場合もあり、保育所整備が追いつかない地域が存在してしまうなど、依然として待機児童の解消には至っていない状況にある。